

呉市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

呉市長 小村 和 年

## 呉市規則第23号

呉市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定に係る申請者の要件)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定による第1号事業（呉市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業の人員、設備及び運営並びに第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成29年呉市規則第24号。以下「基準規則」という。）第2条第2号の総合事業訪問介護、同条第3号の生活支援訪問介護及び同条第4号の総合事業通所介護に係る事業に限る。）の指定に係る申請を行うことができる者は、法人とする。

(指定の有効期間)

第3条 省令第140条の63の7の市が定める期間は、6年とする。

(指定事業者の指定)

第4条 市長は、法第115条の45の5第1項の規定による指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

- (1) 申請者が、基準規則に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (2) 申請者が、法又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (3) 申請者が、政令第35条の3各号に掲げる規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。以下「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者であるとき。

- (5) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該申請者である法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又はその事業所を管理する者その他政令第35条の4に規定する使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）である場合。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮した結果、当該指定事業者が当該指定取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められないときを除く。
- (6) 申請者と密接な関係を有する者（申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令第126条の3第1項各号に掲げる者（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令第126条の3第2項各号に掲げる者又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令第126条の3第3項各号に掲げる者のうち、当該申請者と省令第126条の3第4項に規定する密接な関係を有する法人をいう。）が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していない場合。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮した結果、当該指定事業者が当該指定取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められないときを除く。
- (7) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (8) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日（以下この号において

「検査日」という。)から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(9) 第7号に規定する期間内に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、第7号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(10) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等又は事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(11) 申請者の役員等のうちに次の各号のいずれかに該当する者があるとき。

ア 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 第2号から第5号まで又は第7号から前号までのいずれかに該当する者

2 市長は、法第115条の45の3第1項の指定(以下「指定事業者の指定」という。)をすることにより、呉市介護保険事業計画で定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合又は市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じるおそれがあると認められる場合は、指定事業者の指定をしないことができる。

(変更の届出)

第5条 指定事業者の指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)は、当該指定に係る省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第8号まで、第12号及び第14号に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に市長に届け出なければならない。

(再開の届出)

第6条 指定事業者は、休止した当該指定に係る事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に市長に届け出なければならない。

(事業者情報の提供)

第7条 市長は、法第115条の45の5第1項(法第115条の45の6第4項において準用する場合を含む。)の規定による指定をしたとき、法第115条の45の9の規定による指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止をしたとき又は第5条若しくは第6条若しくは省令第140条の62の3第2項第4号の規定による届出があったときは、当該指定等に係る情報のうち、次に掲げる事項を広島県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、

生年月日，住所及び職名

(3) 指定等年月日

(4) 事業開始年月日

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業所番号

(7) その他市長が適当と認める事項

(帳票)

第8条 この規則の施行に関し必要な帳票の様式は，別に定める。

(委任)

第9条 この規則に規定するもののほか，指定事業者の指定等に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この規則は，平成29年4月1日から施行する。